



餘暇問題管見

協調會 西 實

去二月十五日より三日間に亘つて警視廳が施行した風紀矯正検査の網にかつた戦時日本の學生数は何と無數四千餘名と報せられた。事變下、市民一般の自衛自戒を要する時當局が國民精神總動員の本旨徹底の一つとして斷乎此の舉に出た處、如何にして斯くも多數の學生が檢閲せられたか、同様に色々問題が暗示してゐるのである。學園の中にも現實社會の凡ゆる風潮が能く反映し、全然社會の動きから超然と隔離し得ないことは云ふ迄もないことであらう。今日に於ける如き希望がない等と云はれる如きも其の謂に外ならないであらう。これらの原因を遂く幼少時より教育環境そのままで過るべきことは考へてみて、一般學生の學校生活を擧げて學校當局のみに一任し、其の學習の餘暇を如何に善利し利用するかは何等學校當局は問はず、一般青年に對する國家的の訓練施設に至つては、殆ど見る可き考慮の拂はれてないことを指摘し度いと思ふ。

一體餘暇の問題は近代帝國に於ては疾くは政治家の重大關心事であつたと云はれ、かの熾然たる希臘や羅馬の文化はその民衆の餘暇生活の善用の賜物であるとは屢々耳にする所である。餘暇利用の意義は説く人に依つて異なり、一般民衆の之に對する思想も歴史の活動多の變遷を経てゐる。今人々を暇を假りに大別し、労働時間、睡眠時間、其餘を餘暇時間とすれば、この重要な部分を含む餘暇を如何に利用し、善導するかは個人的にも國家的にも固より生々しい問題でなく、人生の一大問題たるが失はれない。理想的には餘暇利用が働く時間の生産能力を高めると同時に、生産活動は餘暇利用の能力を高める關係のものであつて欲し、其事は然るが、簡單な解決を望む譯にはゆかない。

概して今日の如き社會組織の下に於ては、日増々多し都市生活者のみに就いてみるも、之に肉體の休養と娯樂を興へ、市民らしい生活のひとを享受せしむる時間として、餘暇の利用は特に重要な意義を有するものと云ふべく、總じて近代的工業生産社會に於ては仕事の技術的の進歩と共に、餘暇の善用も亦文化的の要索として之に伴つて向上するものが一般の傾向であり、かくして國民の文化の水準は實に此の餘暇の増加並に利用の程度を以て測り

得るとすらし稱せらるゝ所以である

外國に於ては國家が積極的に労働者の餘暇の善導に多大の關心と努力を拂ひ、英、米、佛、伊、日其他所謂文化の水準の高、諸國は大抵國家が各種の娯樂、娯樂、體育、修養等の機關を設けて學校教育まででなく、家庭に於ける餘暇生活にまで積極的指導教化に乗り出してゐる様であり、獨逸の「歡喜に依る力」の運動、伊太利の「ラヂオ・ロ」の運動の後の制度、米國の政府常設乃至臨時施設機關の或は事業促進局、全國青年局等の如き中央、地方を通ずる諸活動の例は若しに略せられざる所である。

而して沿革的には餘暇の問題は社會問題、特に一般労働時間の問題と關聯して漸次考慮されて來たが、實は此の方が早より一般的の問題として取扱はれ、今日では所謂國民體位の問題とし、進んで廣く國境の見地から論議せらるに至つてゐる。この労働時間問題の一般的規律の必要は最初道徳的立場から、十九世紀の初頭から各國に於ける労働時間制限の立法の促進となつて現はれ、更に國際労働條約に與へられた國際労働協定に於ける労働時間制限の原則を實現するため、今日迄前後十有餘回の國際労働總會で、労働時間問題と共に目的とする條約案を討議し、年と共に一、二回、一週四十八時間制、週休制及年次有給休暇制等順次確立されるに至ると共に、總て問題とされ始めたのは

自然餘暇利用に關するものであつた。例へば國際労働機關は既に其の第六回總會(一九二四年)で労働者の餘暇利用の爲の施設の發達に關する報告を採擇し、更に第十四回總會(一九三〇年)に於て之に關する決議を採擇してゐる。此の外我國にもその委員の委嘱を命じた國際労働事務局内に設けられた「労働者餘暇通信諮問委員會」は數年來各國の通信委員と連絡を續けて此の問題に關する調査研究を續けて居り、別に國際労働會議の如きも既に第二回の慰安及餘暇會議が一九三六年柏林のオアシムビック大會を機にハンブルグで四十餘國代表参加の下に開催され、餘暇問題に關する七の委員會を設けて個別的に之を討議し、夫々關係部門に關する決議を採擇して居る。

爾つて我國の状況につき考ふるに、事變下の我が産業労働界の實情に照し、一般の労働時間制限の問題すらその實施の至難なる今日、況んや餘暇問題の如き悠長迂遠にして一顧の餘地なきとも知られ、又反對に兎角労働強化等の叫びる、現下於てこそ、一層此の問題を考へて適當な措置を講ずる必要ありと感ずる得よう。唯此に平兩時を通じ此の餘暇の組織化は一般國民文化の向上と云ふ廣い観点からは勿論、尙に労働時間にとりてはその賃銀を引上ぐるべく、延いては保健衛生、能率、教育と云ふ見地からもいづれ何等かの形で取上げらるゝ問題でなければならぬ。

併し一口に餘暇と言つてもその内容は例へば娯樂に慰安、氣散じの内容から、檢束であり、爽快な運動若しは仕事に従事すること、或は自分の自由に使用し得る時間といふた工合に多岐の意義が含まれてゐる。其の利用に關しては學生等の如く未だ自立し自活するに至らない者の有る餘暇と、既に實際労働せざるもの、受くる餘暇や婦人、青少年に對する餘暇の各場合がある。又例へば工場労働者の場合合はらば労働時間、合理的の制限乃至各工場福利施設等の問題と關聯しても考へるべきが、意味的に對する餘暇問題とは何を意味するか、一般に農村に於ける餘暇は農業労働の多分に季節的性質を有する點より、農繁期以外の總ての時間が対象となり、當然に農業工業と云ふが如き方面への關心をも呼ぶに至るであらう。國家的の餘暇利用のプログラマは實は是等の兩者の場合の要求を満足するものでなければならぬ。

斯く考へて來る餘暇利用の問題は頗る廣汎な問題を含んでゐるが當面の問題としては、經濟情に即して先づ青年をして品性陶冶上並に體育上如何に餘暇を利用せしむるか、更に餘暇利用全般の爲に何等か新しい餘暇利用の善利施設等の粗乃至指導者を設ける必要なき問題の如きが考慮せられて然るべきであらう

最後に餘暇は一體個人の自由な立場で樂しませるか、將又(次頁に續)



主婦教育之辯

協調會 前田 美穂

工場従業員に對する福利施設は大工場に於ては、充分とは云へぬ迄も、相當に備へられて居る。紡績工場に於ては、他の文明諸國と同様工場に於ては、決して負けぬ程、完備した所もあると、聞いて居る。が、全體としては、大工場に於ては、未だ「考へねばならぬ」と、施設せねばならぬことが多々あると思ふ。

それが中小工業、殊に小の部類に屬する工場になると、殆んど何等の施設が備へられて居ない。最近顯著になつた小工場の職工を大工場にとられると云ふ傾向も、その原因を考へて見ると、單に賃銀の多いとか少ないとか、或は、大工場と云ふ名前前にアがれると云ふ様なこと以外に、斯うした方面の缺けて居ることが、一つ伏在して居るではあるまいか。

大工場に於ては、職工に對し、施設を講じて居るから種々の福利設備を講じて居る。その上各種の團體も、これに目をつけて、或は講習會を開いてアたり、娯樂を見せたりや、謂ゆる福利運動の對象として、可なり恵まれた状態に置かれて居るに反し、中小小工場の工場が恵まれる目途はないと云ふことが、一寸均衡が取れない様思はれる。

今度、厚生省が出来て、その労働者福利が、その所管事項とし

て、工業従業員の福利増進を進めることになつたが、その福利増進の目標となる所は、何うしてもこの中小工場の従業員に於けるべきであらう。協会の従業員は、大工場の厚生労働局の監督や労働課と聯絡を以て仕事を進めて行くことになつて居るが、協同會自身としては、特に中小工業、殊に小工業を相手とする福利運動、力を盡し度いと思ふ。

云ふ迄もなく、中小、殊に小工業に於ては、事業主自身が努力を講じて居る。それ故、事業主が、従業員の爲め、何等かの福利施設を講じて居ると考へても、その單獨の力では、講じ兼ねる状態にある。思ふでも出来ないと云ふ業主もあるが、中には全然ソナナと云ふにない人も随分ある。それは、中小小工業業者を相手に、福利運動を進めようとするのは、仲々骨が折れることでは、生々しい努力で効果を奏するにやまいか。

先づ第一に、業主によく考へて貰ふべきは、仕向ければならぬ。買ゆるオチ教育が必要になつて來る、中と云つても、中位の規模の工業になつて、一寸大工業と同じやうな、組織の内容を有つたものもあるが、又個人企業や、或は會社組織になつて居る、個人企業のものも、小工業に於ては、其

多くが個人企業である。組織も、規模も、實力も、業主の頭も、規則も、一律に考へられない。中小工業相手の福利運動は、一様の方法を總てに適用する譯にゆかない。そこで、大工業相手の場合を以つた面もあり、面白味もある。福利運動としては、角を矯めて進めねばならぬ。充分に考へて進めねばならぬ。同様に、厚生省に於ても此點は充分考へねばならぬ。

業主の教育と云ふことにつき、更に考へねばならぬのは、業主の小工場に於て云ふことであるが、事業主は、外部との折衝、事業の經營、全體に對する奔走、註文の引受等、多忙を極める。中には自ら仕事をしながら、夫等經營上の心配をして居る者も多い。

此場合の奥さんは、決して有閑婦人役をやつて居る譯ではない。夫と一緒に、經營から、客の接待、借金の云ひ譯から、従業員の(食)の心配迄、多忙で居る。香湯か、折衝、事業上の心配を振ると主人以上の入さる。業主は、主婦に接するに、主婦は、主婦に接するに、労働管理に手を取られて居ると云つても可い位である。

茲に於て、小工場の場合に於ては、事業主即ち業主夫婦と云ふことになつて、事業主が本當のオチ教育するのは片手落ちである。何うしても、主婦教育を併せ行はねばならぬ。産業福利は、事業主の主婦に呼びかければ

(四頁下段より)

之に何等かの公的統制指導を加ふべきかの問題に就いては、諸外國の例を見ても所謂民主主義國家に於ては、上級の餘暇の利用はその自由であり平等である。所謂全體主義國家に於ては一層と國家が餘暇の利用に積極的統制の手をさし、之を個人に依つて講ずることも、外部の統制に依つて講ずることも、外部的統制に依つて講ずることも、國民の自由と意味しない。寧ろ國家の自由と意味しない。寧ろ國家の自由と意味しない。寧ろ國家の自由と意味しない。